

第6章 悪 臭

1	悪臭防止法による規制	・ ・ ・	42
(1)	悪臭防止法に基づく規制地域	・ ・ ・	42
(2)	悪臭防止法に基づく規制基準	・ ・ ・	42
(3)	悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定	・ ・ ・	42
(4)	臭気指数測定結果	・ ・ ・	43

1 悪臭防止法による規制

悪臭防止法は、生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める地域（規制地域）内にある工場、その他の事業場の事業活動によって発生する悪臭について規制しています。

（１）悪臭防止法に基づく規制地域（悪臭防止法第３条）

都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定しなければならない。

（２）悪臭防止法に基づく規制基準（悪臭防止法第４条）

都道府県知事（市の区域内に地域については、市長。）は、規制地域において、その自然的、社会的条件を考慮して必要に応じ当該地域を区分し、規制基準を定めなければならない。

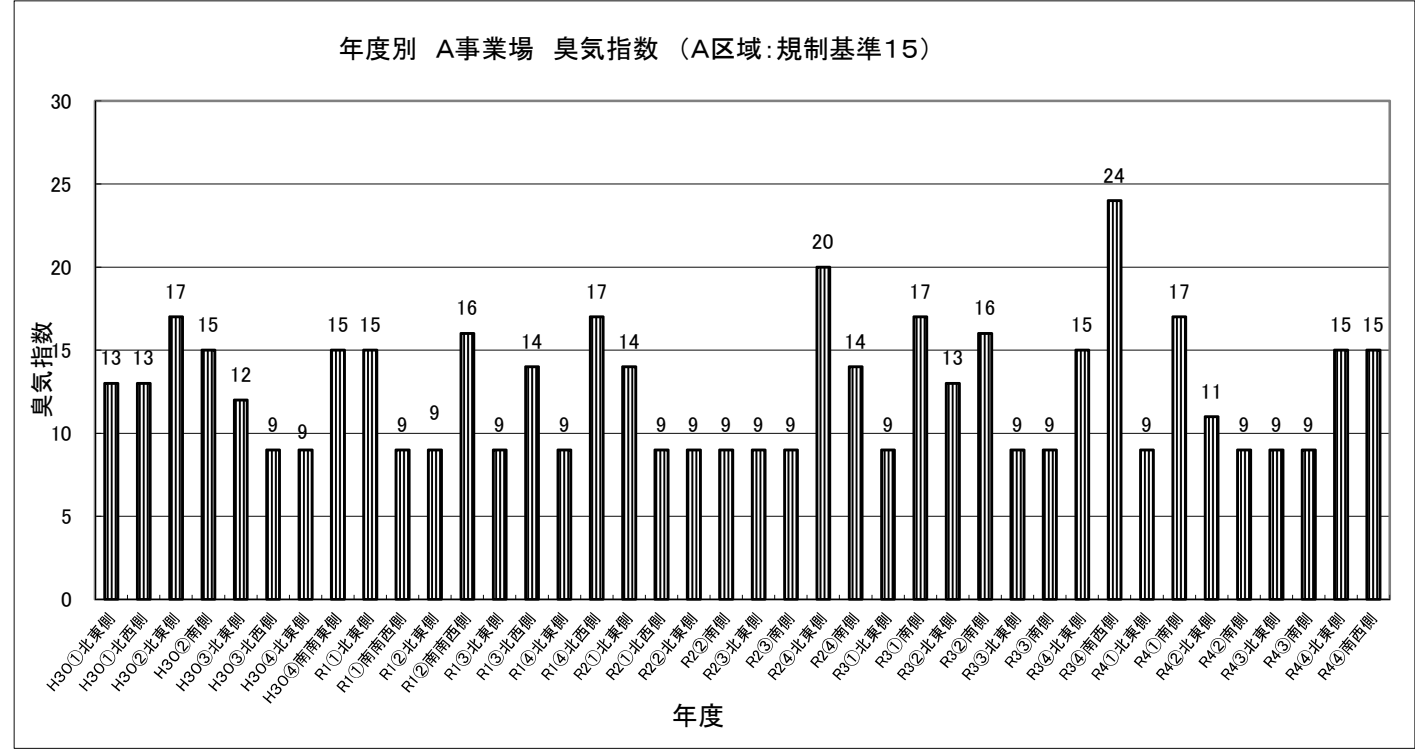
（３）悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定

制定 平成２４年３月３０日 豊見城市告示第３２号
改正 令和３年３月１８日 豊見城市告示第２４号

悪臭防止法第３条の規定による工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域及び、同法第４条の規定による当該規制地域についての規制基準を次のとおり定める。

市町村名	規制基準の種類	区域の区分	規制基準	区 域
豊見城市	臭気指数	A区域	15	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 字上田及び字高安の各一部
		B区域	18	準工業地域、工業地域
		C区域	21	A区域及びB区域を除く豊見城市の区域

(4) 臭気指数測定結果



※○内の数字は回数